

令和3年度事業計画

我が国は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響により国民の日常生活をはじめとして、社会経済活動などに大きな影響を及ぼしており、先行きが見えない中で、極めて深刻な状況が続いている。

新型コロナウイルス感染者は、国内で57万人超、全世界で1億4千万人（令和3年4月現在）にのぼる状況となっており、緊急事態宣言など感染抑止対策がとられているものの感染が再拡大している状況にあり、経済活動や消費、雇用などに深刻な影響を及ぼしている中、ようやく予防薬としてのコロナワクチンの接種に期待が寄せられている状況にあり、1日も早い事態の収束や平常時への回復が望まれている。

バス事業においては、長引くコロナ禍において、コロナ終息の兆しが見えないことの影響が大きく、今後の展望もなお険しい状況であるが、感染予防対策を講じながら、日常生活の移動の足を担うエッセンシャルワーカー・サービス（社会に必要不可欠な職業・労働）として、コロナ禍においても、地域の交通機関としての役割を果たしている。また、長期化する移動の制約や移動の自粛が続く中で、バス事業が社会活動を支える重要なインフラであることから社会の安定の維持を支えるためにも、また、社会基盤としての運行業務を継続的に果たすために、新たな展開を図っていくことも模索し、運行の継続を図る必要がある、徹底したコロナ感染防止対策を講じながら、バス運行の安心・安全を広く周知していくことが必要となっている。

令和3年度のバス事業については、長引くコロナの影響により、経営の維持、事業の継続のための厳しい対応に追われているが、コロナ沈静化後を見据えた持続可能な運行の確保に向け、個々の運行形態も考慮した、体制を整えていく必要がある。また、引き続き、国、自治体等の支援策を要望していく必要がある、現状の感染防止対策の支援のみならず、事業継続の支援を求めていくとともに、交通事業者が円滑に運行できる環境整備と需要喚起策等を要望していくこととする。

バス事業においては、この国難ともいえる状況を乗り越え、新型コロナによる影響の1日も早い回復と終息後を想定した対応策を図っていくことが重要となっている。

令和3年度においては、次の各項目を重点として、会員はもとより日本バス協会と連携を図りながら取組みを進めることとする。

1. 乗合バス事業の維持改善及び輸送サービスの向上

(1) 乗合バス路線の維持、再編等

乗合バス事業においては、新型コロナウイルスの影響により移動需要の減少や利用者が平常時に戻らないという状況から、輸送人員の減少により極めて厳しい状況が続いている中で、コロナ感染防止対策を講じながら、社会生活の移動の足を担うエッセンシャルワーカー・サービスとし

て、バス運行を継続・維持し供給を続けている状況となっている。

バス事業においては、利用者の密を回避するために利用の減少に応じた減便を行うことができないバス路線がある中で、路線の維持や公共交通の確保は、バス事業者の経営努力だけでは維持・確保が困難となっており、これまでも地域における重要課題となっている。また、過疎路線等の維持については、国や地方公共団体の支援措置が不可欠であることから、必要な補助制度を求めるとともに、路線網の維持に配慮した運用の見直しも必要となっている。

一方、輸送サービスの向上に向け、IT技術やMaaS（移動サービス）の活用が進められており、スマートフォンを活用したバスロケシステムやICカードの普及、経路検索サービス情報など移動サービスを提供し、利用者の増加を目指した取り組みが必要となっている。

2. 貸切バスの安全の確保及び運賃料金制度への取組み

(1) 貸切バスの安全の確保

貸切バス事業においては、コロナ禍が続く中、感染防止対策を講じたうえで、安全・安心な貸切バスの運行を第一に「貸切バスの安全運行を実現するための総合的な対策」に基づき、着実な実施を推進することとしている。

また、貸切バスは、観光を支える基盤であることから、コロナの長期化と観光需要の大幅な減少により大きな打撃を受け事業継続も深刻さを増しているが、コロナ禍後を見据え、需要喚起策とともに安全対策の徹底を講じることとする。

貸切バス事業者への巡回指導については、貸切バス適正化センターと業務委託を受けた新潟県バス協会が実施しているが、バス事業者にとってメリットのある巡回指導を目指していくこととする。

貸切バス適正化センターに対しては、巡回指導における事業者負担の軽減と効果的な指導となるよう巡回指導対象となる営業所の適切な選別と実施方法を要望しており、不適切な事業者の退出が進むよう実効ある運用を求めることとする。

また、国に対しては、優良バス事業者へのインセンティブや負担金に対する国からの支出を図るよう要請していくこととする。

(2) 貸切バスの運賃・料金制度への取組み

貸切バス事業者は、コロナ禍による大幅な減収により、極めて厳しい経営状況が続いている。

観光をはじめとする団体旅行は影をひそめ、必要最小限の移動のみの需要の中で、コロナ禍の回復を見据え、新たな需要喚起策などに期待を寄せるとともに、移動の制約が解除された後の需要回復を待ち望む状況となっている。

また、貸切事業に対する支援については、感染防止対策の設備導入支援に止まっており、事業継続や運行費のための支援には至っていないことから、引き続き事業継続、維持にかかる支援を

求めていくとともに、大きな負担となっている運転資金返済や自動車税、リース料の猶予などの支援を求めていく必要がある。

また、地域経済の活性化や観光産業の基盤となっている貸切バスによる観光・団体旅行等の需要促進を高めていく必要があり、今後のGoToトラベル事業の中に、個人旅行と団体旅行の割引率などにより格差を設けていただくことなど、団体旅行の需要増加につながる取組を進めていく必要がある。

貸切バスの運賃・料金制度については、安全な輸送サービスを安定的に提供するための経営基盤として設けられていることから、コロナ禍で需要の少ない状況ではあるが、引き続き運賃・料金の適正収受をはじめとする運送引受について、法令遵守に努める取組を推進することとする。

3. バス運転者の確保対策と働き方改革について

バス運転者の確保については、コロナ禍の影響により現状では運転者不足とはなっていない状況にあるが、平常時に戻った場合、再び運転者不足の問題が課題となる状況を抱えている。

また、貸切バス事業におけるバス運転者については、自宅待機等を余儀なくされている状況もあることから、引き続き雇用の継続・維持に努めていく必要があり、雇用調整助成金の活用とも合わせ取組んでいく必要がある。

新潟県バス協会では、関係機関との連携により、運輸人材確保の開拓業務を委託し、就職を支援する取組として、セミナー等を開催し、人材開拓を実施しているが、コロナ禍の中で若年層の開拓などすそ野の底辺を広げていく取組とともに、引き続き求人情報の発信やバス事業のPRに努めていくこととする。

また、バス運転者になるためには、ハードルが高いといったいくつかの要因があるが、大型二種免許の取得要件については、大型二種免許の要件緩和と運転免許制度の見直しを要望していくこととし、大型二種免許取得養成助成事業（日本バス協会）を活用し、運転者確保対策に努めていくこととする。

4. 事故防止・安全輸送対策の推進

バス事業の根幹として、安全の確保を第一にかかげ事故防止、安全対策を推進していくこととする。

北陸信越運輸局管内の事故削減目標は、国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、バス事業において、令和2年までに死者数0人、人身事故件数28件以下（新潟県内においては4件以下）、飲酒運転ゼロの目標を掲げ取り組んできたところである。

令和3年度は、国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2020」、日本バス協会の策定した「バ

ス事業の総合安全プラン2020」について、次期「安全プラン2025」の策定年度となっており、新たに策定される目標計画に沿って、当面講ずべき施策について推進していくこととする。

5. 交通バリアフリー及び環境対策の推進

国土交通省は、令和2年11月にバリアフリー法に基づく基本方針に次期目標が取りまとめられている。

取りまとめにおいては、ノンステップバスについて、総車両数約5万台のうち、現状70%のノンステップバスを80%に目標を引き上げられること、また、空港アクセスバスについては、指定空港へアクセスする乗合バスにおける適用除外の認定基準を見直すこととされている。

日本バス協会では、コロナ禍の現状において、設備投資を先延ばしにするバス事業者がいる中、適用除外の認定を受けようとするためのリフト付き車両の導入にあたっては、車両価格、座席数・荷物室、運行の支障などをあげており、導入促進を進めるにあたり、車両購入等の更なる支援措置の拡充を要望している。

環境対策については、ハイブリッドバス、低燃費車等の導入支援を行うとともに、アイドリングストップや低炭素社会への推進を図ることとしている。

日本バス協会では、9～11月を「バスの環境対策強化期間」として設定し、燃費にかかわる車両の点検整備や急発進・急加速を避けた無理のない運転の励行に取り組む運動を行うほか、エコドライブ推進運動や黒煙クリーンキャンペーン等を推進することとする。

6. 運輸事業振興助成交付金事業

- (1) 交付金地方事業として、乗合バス事業者を対象に施設整備助成事業をはじめ、会員事業者に対するバス輸送サービス改善事業、安全運行対策事業、指導研修事業、環境対策事業等について、効率的な運用を図るとともに、助成制度の利用促進に努めることとする。
- (2) 日本バス協会交付金事業の「バス利用者施設等整備事業」、「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「運転者人材確保対策事業の大型二種免許取得養成助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」等に係る活用を推進するための情報提供に努めることとする。
- (3) 安全運行対策事業の一環として、運転者に係る適性診断の計画受診の促進と「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策事業」のスクリーニング検査費用、MRI健診費用及び運転記録証明取得費用を助成し、安全運行の確保に努めることとする。

7. その他、広報活動の推進

バスの利用促進やバス車両の感染防止対策を講じている旨のPRなど、バス事業に係るPRや

業界のイメージアップなどを図ることを目的として、あらゆる機会を捉え広報活動を展開していくこととしている。

そのため、ホームページ、マスメディア、「バスの日」行事等を通じ、広く一般に対し広報を図るとともに、会議等各種機会を通じ、バス事業の役割や公共性・重要性について理解を求めていくこととする。